



114
A 883

字

祕 第一三〇六号
韓人ノ動靜左記之通探聞度条此段及申
報奏也

明治三十一年十月十七日

山口縣知事 秋山如心 郷

内務大臣 伯耆 板垣退助 殿

一朴泳孝等ハ嘗分赤間ヶ関市ニ滞在スルコトニ決
シ入江町久賀久治郎一所有ノ家屋ヲ借取又ルコトニ
約東救心ト居タル起一昨十五日午前豊浦郡長府
村豊永和吉ハ朴ヲ訪問シ長府ニ於テ寓居ヲ周
旋セトセルヲ以テ朴ハ安泳中ヲ同地ニ申述シ其家
屋ノ間取等ヲ実見セシメタルモ朴ノ立見ニ立應セス

愈々久賀方ノ借家ニ轉スル丁ニ確定シ昨朝
移轉シタリ

豊永和吉ハ溜ヨニ寓居周旋ノ好意ヲ通シ
俄然上京シテ事ヲ果サシ由豊永長吉ノ忤ニシテ
長吉自身ハ之レ月周旋ノ方ヲ執ル能ハサルヨリ
忤ニ介申シテ畫カセシメタルモノナリ

通ぢ成

(内外務大臣等既臨シテ申上ルニ至ル
ニ際身在りてモ尚多岐あり)